出席停止のお知らせ

学校保健安全法第19条の規定により、医師の登園許可がでるまで出席停止となります。 なお、医師から登園の許可がでましたら、用紙に証明をいただいて、園に提出してください。

園において予防すべき伝染病

	病名	期間		
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・ 痘そう・南米出血熱・マールブルグ病・ ペスト・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・ ラッサ熱・急性灰白髄炎・中東呼吸器症候群・ 鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等 の感染症・指定感染症・新感染症	治癒するまで		
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ <h5n1><h7n9>を除く。)</h7n9></h5n1>	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後3日を経過するまで		
	百 日 咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了 するまで		
	麻 疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が 良好になるまで		
	風 疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで		
	水 痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	表要症状が消退した後2日を経過するま		
	結 核	- 症状により園医等において感染のおそれ -		
	髄膜炎菌性髄膜炎	がないと認めるまで		
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・ 急性出血性結膜炎・その他の感染症	症状により園医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで		

[※]インフルエンザに感染した場合は、医療機関で「り患証明書」が発行されますので、 出席停止期間をご家庭で確認していただき、治癒後、「り患証明書」を持って登園して ください。

下記の園 たします。	児につい	て、登園	しても支障	章なしということ	になりましたら、	下記に証明を	お願いい	
				•••• キリトリ ••••				
登園許可証明書								
	園	児氏名	()組 ()_		
上記の園りましたの			<u> </u>)に罹患し より登園しても支	ておりましたが 、 障なしと認めま		ぷがなくな	
令和	年	月	В	医師名			Ер	